

**【事例9】特別地域加算の適用される地域に所在する訪問介護事業所が、通常の事業の実施地域を越えて、中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供する場合の記載内容。**

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	身体2生活1	1 1 5 1 1 1	4 8 5	1 2	5 8 2 0			
	身体2生活1・夜朝	1 1 5 1 1 2	6 0 6	4	2 4 2 4			
	身体2生活1・深夜	1 1 5 1 1 3	7 2 8	4	2 9 1 2			
	特別地域訪問介護加算	1 1 8 0 0 0	1 6 7 3	1	1 6 7 3			
	訪問介護中山間地域等提供加算	1 1 8 1 1 0	6 4 1	1	6 4 1			
	緊急時訪問介護加算	1 1 4 0 0 0	1 0 0	2	2 0 0			
	訪問介護初回加算	1 1 4 0 0 1	2 0 0	1	2 0 0			

請求額集計欄	①サービス種類コード ／②名称	1 1 訪問介護																		
	③サービス実日数	2 0 日		日																
	④計画単位数	1 1 5 5 6																		
	⑤限度額管理対象単位数	1 1 5 5 6																		
	⑥限度額管理対象外単位数	2 3 1 4																	給付率 (/100)	
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥	1 3 8 7 0																		保険
	⑧公費分単位数																			公費
	⑨単位数単価	1 0 0 0 円/単位								合計										
	⑩保険請求額	1 2 4 8 3 0																		1 2 4 8 3 0
	⑪利用者負担額	1 3 8 7 0																		1 3 8 7 0
	⑫公費請求額																			
	⑬公費分本人負担																			

注： 特別地域加算又は中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の場合は、各加算の対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ、小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載する。

**【単位数の計算式】**

- ・特別地域訪問介護加算（所定単位数の15%）

$$5,820（身体2生活1） + 2,424（身体2生活1・夜朝） + 2,912（身体2生活1・深夜） = 11,156$$

$$11,156 \times 0.15 = 1,673.4 \rightarrow 1,673（小数点以下四捨五入）$$

※訪問介護中山間地域等提供加算、緊急時訪問介護加算、訪問介護初回加算は、特別地域訪問介護加算の対象外

- ・訪問介護中山間地域等提供加算（所定単位数の5%）

$$5,820 + 2,424 + 2,912 + 1,673（特別地域訪問介護加算） = 12,829$$

$$12,829 \times 0.05 = 641.45 \rightarrow 641（小数点以下四捨五入）$$

※緊急時訪問介護加算及び訪問介護初回加算は、訪問介護中山間地域等提供加算の対象外

限度額管理対象単位数には、当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象部分（特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、ターミナルケア加算及び事業所開始時支援加算を除く）のサービス単位数を合計して記載する。